

【会議の概要】

会 議 名：平成 29 年度第 2 回加古川市障害者施策推進協議会  
 日 時：平成 29 年 8 月 31 日（木）午前 9 時から 10 時 30 分まで  
 場 所：加古川市役所 新館 10 階 大会議室  
 議 題：障害福祉計画及び障害児福祉計画について  
 出 席 者：委員 9 名、市（事務局）11 名  
 公開・非公開の別：公開（傍聴人 0 名）

【協議の概要】

平成 30 年度を初年度とする第 5 期加古川市障害福祉計画及び第 1 期加古川市障害児福祉計画について事務局より説明を行った。

（1）計画の骨子案について

事務局より、4 期計画と 5 期計画の構成の変更点と骨子案について説明。  
 委員より意見をいただいた。

（2）成果目標について

事務局より、市が設定した成果目標について説明。  
 委員より意見をいただいた。

（3）その他

次回の協議会の日程連絡。

以 上

司会）事務局、議長）【会長】

1 開 会

≪事務局より配付資料及び出席者の確認≫

2 協 議

（1）計画の骨子案について

[事務局]

この度の計画の策定にあたっては、昨年度策定した「加古川市障がい者基本計画」と調和を図ることと、新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを契機としまして、現在の第 4 期計画から骨子を変更しています。

全体の構成は、第 4 期計画は 3 つの章としていましたが、第 5 期計画では 5 つの章としています。主な変更箇所は次のとおりです。

◆「計画策定の背景と目的」、「計画の理念」の追加

本計画の策定にあたり、その「目的」や「意義」を障害福祉制度の変遷を通して整理しました。

また、目標設定や施策を検討するうえでの基本的な考え方をより示すために、「計画の理念」を単独で記載しました。

◆「施策」の記載箇所の変更

第 4 期計画では、「重点施策」を、第 I 章の「計画の数値目標」で記載していましたが、第 5 期計画においては、第 3 章の「サービス等の見込み量とその確保のための方策」及び第 4 章の「障害福

祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項」で記載します。これにより、「理念」をうけて「目標設定」を行い、計画期間における活動指標（見込量）を踏まえて具体的な「施策」を掲げる流れとしました。

#### ◆「サービス等の見込量」の区分の変更

第4期計画では、サービス等を障害者総合支援法及び児童福祉法上の給付費や事業により整理していましたが、第5期計画においては、国の指針に合わせてサービス等の区分により整理することとします。

計画策定の目的である「地域での生活」や「施設や病院から地域への移行」を促進するということを勘案すると、国が示している「訪問系」や「日中活動系」などの区分で整理する方が適切であるため変更しました。なお、見込量は各サービスごとに行っているため、第5期を策定するうえでは、第4期計画の実績値の集計を組み替えるなどの調整は必要ありません。

続きまして、骨子案についてご説明します。

今回の協議会では、第1章「計画の基本的な考え方と第2章「成果目標」についてご意見をいただき、まずこの部分を固めたいと考えています。そして、目標を決めたうえで、次回の協議会で主な取組事項である、施策を含めた「計画の素案」を提案し、ご意見をいただきたいと考えています。

### 骨子案についての質疑

[委員]

計画の理念は、自己決定の尊重と意思決定の支援を重視しており、素晴らしいと思います。しかし、サービス利用において、知的障がい者の場合では、本人ではなく、保護者や支援者の意思が反映することが多いです。障がい者本人の意思がサービスの利用に反映するよう、計画相談の質を高めるなどの取組を行っていただきたいと思います。

また、骨子案の記載の中で、「総合支援法が施行しました」、「差別解消法が施行する」という表現があります、法律が主語になる場合は「施行されました」「施行される」とした方が適切ではないでしょうか。

[事務局]

相談支援の充実については、第4期計画の中で重点施策としており、9月1日より基幹相談支援センターがオープンいたしますが、計画相談の質の向上についての具体的な方策については素案の段階でお示ししたいと考えています。

また、文言についてはご指摘のとおりですので、修正いたします。

[委員]

骨子案の記載の中で、計画の理念が第1章の一番最後に記載されています。ビジョンが一番最初に示した方がわかりやすいのではないのでしょうか。

[事務局]

記載の順番については、いただいた意見を参考に、より適切なものとなるよう再度検討したいと思います。

[委員]

計画の位置づけについてですが、障がい者基本計画や地域福祉計画については明記されていますが、子ども・子育て支援事業計画については「その他の関連する計画」となっており、明記されていません。子ども・子育て支援事業計画を明記していただきたいと思います。

このことについて、国では障害児福祉計画は障害福祉計画と一体的に作成できるとしていますが、それでは、これまでと同様に障害分野だけの別世界を作ってしまうのではないかと懸念しています。

本気で障がい児のことを考えると、「障がい児」を年少の障がい者という視点で見るのではなく、まず「子ども」として見るべきだと思います。法令での分け方はどうであれ、基礎自治体である加古川市には、障がい児を子どもとして、どのように支援していくのかということ子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら市としての姿勢を示していただきたいと思います。

[事務局]

子ども・子育て支援事業計画との整合については、国の基本指針にも示されていますので、このことについては、明文化してお示しするようにしたいと思います。

## (2) 成果目標について

[事務局]

### ◆成果目標 1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」

#### 国の基本指針

この目標について、国の基本指針は、近年の施設入所者の高齢化や障害の重度化を踏まえて、次の2つの目標値が示されています。

- ・平成 28 年度末時点における施設入所者の 9%以上を平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
- ・平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上削減することを基本とする。

#### 第 4 期計画の成果目標に対する実績状況

(福祉施設から地域生活への移行)

福祉施設から地域生活への移行について、平成 29 年度の目標値を 28 人としていましたが、平成 28 年度末時点で移行者は 12 人であり、目標値を下回る見込みとなっています。現段階での見込みは平成 29 年度末は 17 人になると見込んでいます。福祉施設を退所した人の内訳としては、地域移行のほかに、死亡や入院が多くなっています。

(施設入所者数の削減)

平成 29 年度末の目標値は削減人数 3 人としていましたが、平成 28 年度末時点で 7 人減となっており、現段階では目標値を達成する見込みです。

#### 第 5 期計画の目標

本市における平成 28 年度末の施設入所者数は 216 人となっており、これが基準値となります。ここで、本市における施設入所者の高齢化と障害の重度化の傾向を国と比較してみると、国の傾向と同様に本市も障害の重度化と高齢化が進んでいます。高齢化、重度化が進むと入所施設からの退所は入院・死亡が多くなり、地域へ移行することが難しくなっていきます。これらと第 4 期計画の実績を踏まえまして、第 5 期計画は次のとおりとします。

(福祉施設から地域生活への移行)

平成 32 年度末における地域移行者の目標値を 20 人 (3.1%) と設定します。

国の基本指針においては、第 4 期計画の未達成部分 (11 人) を第 5 期計画に加えることとされていますが、本市では、現状を踏まえ、第 5 期計画の成果目標に未達成部分を加味しないこととします。

(施設入所者数の削減)

本市の施設入所の待機者数は約 80 人おり、今すぐに必要でない人も含まれていますが、必要とする人の待機があるという現状を踏まえて、目標値については、2%以上削減とする国の基本指針に則して、平成 32 年度末における削減の目標値を 5 人 (2.3%減) と設定します。

#### ◆成果目標 2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

精神障がい者が地域生活へ移行して、地域の一員として安心して継続的に自分らしい暮らしをする社会的な仕組みが求められています。そのためには、病院や事業所による努力だけでは限界があるので、自治体を中心とした関係機関の一体的な取り組みが必要となります。

また、精神障がい者への差別や偏見の無い共生社会を実現するための取り組みも必要です。

#### 国の基本指針

国の指針では成果目標として、「平成 32 年度末までに、すべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする」と示されています。

#### 第 5 期計画の目標

第 5 期計画の成果目標は、国の指針に則して「平成 32 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する」としています。

#### ◆成果目標 3「地域生活支援拠点等の整備」

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据えて整備する必要があるもので、相談、体験機会及び場の提供、緊急時の受入れ、専門性、地域の体制づくりなどの機能を備えたもののことです。

#### 国の基本指針

国の指針では成果目標として、「市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することを基本とする」として示されています。

#### 第 4 期計画の成果目標に対する実績状況

第 4 期計画の市の目標では、「既存の施設や事業所等が分担して機能を担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が実施できる体制の整備を検討する」としていました。これに対し、目標達成状況ですが、基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点等の機能のひとつである相談機能の整備に向けた調整を行ってきました。

#### 第 5 期計画の目標

第 5 期計画の成果目標では「平成 32 年度までに、複数の機関が分担して機能を担う面的整備型により整備する」としています。

#### ◆成果目標 4「福祉施設から一般就労への移行等」

##### 国の基本指針

国の基本指針では次の4つが示されています。

- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加することを目指す。
- ・就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

##### 第4期計画の成果目標に対する実績状況

(福祉施設から一般就労への移行者)

「第4期計画の平成29年度の目標値は22人としていました。直近5年間では増加傾向にあり、平成28年度は32人となっています。今年度の実績の見込みは、平成29年7月末現在で8人の一般就労になりますが、一般就労への移行は例年年度の下半期に集中するため、目標値を達成する見込みです。

(就労移行支援事業の利用者数)

平成29年度の目標値を55人としていました。平成29年6月時点の実績では就労移行支援の利用者数は55人であり、現時点では目標値を達成する見込みとなっています。

(就労移行支援事業所の就労移行率)

平成29年度の目標値は、就労移行率30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合を66%とすることでした。現在、市内に3事業所あり、平成28年度実績では3事業所中2事業所(66%)が目標を達成しています。

##### 第5期計画の目標

(一般就労への移行者数)

本市での利用者数は、年々増加の傾向にあり、とりわけ第5期の基準となる平成28年度実績は前年から11人増加した32人が一般就労に移行しました。国の基本指針では、「平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。」となっていますが、平成28年度実績が大幅に上昇したことを踏まえ、本市では平成29年度の実績見込である22人を基準値とします。そして平成32年度末時点における目標値を33人と設定します。

(就労移行支援事業の利用者数)

本市では、国の基本指針に則して、平成32年度末の目標値は、平成28年度末の実績である49人の1.2倍である59人と設定します。

(就労移行支援事業の事業所の就労移行率)

本市では目標値を100%としています。国の基本指針では「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。」とありますが、市内3事業所のうち2事業所については、平成26年度実績から就労移行率3割以上を達成しており、平成29年度においても達成を見込んでいます。未達成の1事業所は平成27年8月から事業を開始しており、開所してから間もないこともあり平成28年度の実績は22%でした。就労移行支援の利用

期間は原則2年間であり、平成27年から就労移行支援を利用している人が平成29年度で利用期間の満了を迎えるため、平成32年度末には当該事業所も目標を達成可能と見込めるため、目標値は100%と設定します。

(就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率)

本市では目標値を80%としています。国の基本指針では「各年度の就労定着支援による支援開始1年後職場定着率を80%とすることを基本とする。」としています。国は目標値を設定するうえで、障害者就業・生活支援センターでの職場定着率を参考に設定しています。東播磨圏域を管轄する障害者就業・生活支援センターでは、平成25年度から平成28年度の実績は定着率が90%を超えています。それらを踏まえて、国の基本方針に則して就労定着支援開始1年後の職場定着率の目標値を80%と設定します。

#### ◆成果目標5「障害児支援の提供体制の整備等」

この目標は第1期障害児福祉計画策定により新設されたものであり、具体的には次のとおりです。

##### 国の基本指針

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、重症心身障害児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

##### 市内の状況

(児童発達支援センターの設置)

加古川市には医療型児童発達支援センターとして、加古川市立こども療育センターを既に設置しております。

(保育所等訪問支援を利用できる体勢の構築)

現在、実施事業所は4事業所となっており、サービスの利用できる事業所は確保されています。ただし、利用者数については少ない状況です。

(主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保)

既にサービスごとに1ヶ所以上確保されている状況です。

(医療的ケア児支援の協議の場の設置)

未設置です。

## 第1期障害児福祉計画の成果目標

(児童発達支援センターの設置)

すでにある加古川市立こども療育センターの活用を推進するため、「関係機関と連携を図りながら療育支援を推進し、地域の療育支援における中核施設としての機能の充実を図る」としています。

(保育所等訪問支援を利用できる体勢の構築)

現在、事業所は確保されているため、サービスの質の向上や、よりサービスを利用しやすい体制の整備を目指すこととしまして、「協議会等を活用し、学校園・サービス事業所・福祉行政担当課の連携を図る取り組みを行う」としています。

(主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保)

現在、事業所は国の指針に示されている1ヶ所以上を確保しているため、サービスの質の向上や、よりサービスを利用しやすい体制の整備を目指すこととしまして、「重症心身障害児が、より身近な地域で児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用できるよう取り組みを行う」としています。

(医療的ケア児支援の協議の場の設置)

現在、未設置となっておりますので、国の指針に則して、「平成30年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場を設置する。」としております。

## 成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての質疑

[委員]

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域の理解が重要であると考えます。そのため、地域への啓発活動などを念頭に入れて計画作りをするのが適当です。また、何のために設置する協議会であるのかということも、成果目標に明記すると良いと思います。

[事務局]

昨年度策定した基本計画でも、地域づくりは重要であるとしています。そのため、成果目標では、そのことがより分かりやすいような表現になるよう再度検討いたします。

[委員]

国が成果目標として示している「協議会の設置」は小規模な市町村を想定して基本指針に示されているものであり、加古川市ほどの規模の自治体では、これをそのまま平成32年度までの成果目標とするのは不十分であると考えます。

協議の場の設置は当然のこととして、それ以外の具体的な成果目標を示していただきたいと思えます。例えばピアサポーターを確保することなどを3カ年の目標としていただくことを検討していただければと思います。

[委員]

ピアサポーターについては、加古川市ではボランティア団体を通じてサポーターが養成されています。ピアサポーターの利用について依頼があれば、健康福祉事務所が調整しています。

もし、ピアサポーターの養成が障害福祉計画の成果目標にあがってくるのであれば、ケアシステムの構築が進むのではないかと思います。

### 成果目標 3「地域生活支援拠点等の整備」についての質疑

[委員]

成果目標 3「地域生活支援拠点等の整備」について、市の成果目標の中で、面的整備型による整備という言葉が出てきますが、どのようにイメージすれば良いものなのか説明してください。

[事務局]

まず、1ヶ所に複数の機能を集中させる複合施設のことを地域生活支援拠点と言います。

これに対して、様々な機能を巻き込んで、相談や緊急時の受入れなどの機能が1ヶ所に集中していない状態を面的な体制と言います。

加古川市では複合施設を整備するのではなく、既存の施設を念頭に入れて、地域全体として各機能を備えた体制を整備することを検討しています。

[事務局]

補足説明いたします。面的整備というのは、加古川市内にある、福祉的資産を活かして、障がいのある方の地域移行を進めていくという考え方のことです。

例えば、グループホームや短期入所施設の利用で、事前に体験利用する場合について考えてみます。グループホームは「一人暮らしの場としての機能」を担い、短期入所施設は「緊急時の受け入れ機能」を担い、基幹相談支援センターのような中核的な組織は、「体験利用に必要な利用者本人と事業所、病院などを調整するコーディネーター機能」を担うといったことが考えられます。

[委員]

機能を分担する複数の機関の中にどこまでの施設を考えているのかが気になります。高齢化が厳しい状況の中、高齢の障がい者の行き場について、障害関係のサービス事業所や施設だけで面的整備を考えても間違いなく頭打ちになります。老人福祉基盤と連携していかないと、障害の分野が閉じた世界のままになってしまいます。そのため、成果目標の面的整備では、「他領域にまたがる複数の機関」というような表現も入れていただきたいと思います。

[委員]

成果目標の説明には「何を」という主語があったほうがより分かりやすいと思います。

### 成果目標 5「障害児支援の提供体制の整備等」についての質疑

[委員]

子ども・子育て支援事業計画で数値見込量があると思うのですが、放課後児童クラブで障害児受入れをどのくらい伸ばしていくのかということも参考数値として入れていただきたいと思います。

放課後等デイサービスの利用者数は急増していますが、放課後児童クラブは3ヵ年で1.1倍程度の微増にとどまっています。共生社会を考えるなら、事業所単位の放課後等デイサービスではなく、地域の子どもとして受入れる放課後児童クラブの利用者数を増やしていく必要があると考えます。

[事務局]

地域共生社会を推進していくうえで、これまでのように縦割りではなく、様々なことを複合的に見ていくということが必要であると考えています。国の大きな方針を視野に入れながら、国の計画で対応できるものについては国が想定する枠組みで対応し、大幅な見直しが必要なものはそれを視野に入



れて計画を立てていく必要があると考えています。

また、介護と子育てといったようなダブルケアの問題や生活困窮など、総合的に考えていく必要がありますが、加古川市ではまだ、具体的な議論を深めているわけではありません。

地域包括ケアシステムについては、現在、高齢者を対象としていますが、地域でさまざまな福祉全般についての支援システムが必要であるため、今後、他領域との関わりについて検討をしていきたいと考えています。

次に、放課後児童クラブの受け入れについてですが、こちらも検討すべき事項であると認識していますので、今回の計画策定では庁内の関係する部局とすり合せを行い、調整していきたいと考えています。

[委員]

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」の成果目標の中で、協議会の設置とありますが、具体的には何を想定しているのでしょうか。

また、「医療的ケア児支援の協議の場」の成果目標では、どのような構成員でどのようなことを協議するのかなど、具体的な考えを示していただきたいと思います。

[事務局]

具体的にはこれから調整していくところですが、現段階でイメージしているのが、1つは既存の自立支援協議会の中の、子どもについて議論する専門部会です。また、それを発展させて、より子どもの分野で議論を深められるようにすることも考えられます。

一方、新たな協議会の設置も考えられますが、これから調整していきたいと考えています。

また、医療的ケア児のことについては、県で関係者が集まって協議する場もあるので、健康福祉事務所と調整して協議の場が設置できるかを検討していきたいと考えています。

[委員]

健康福祉事務所だけで、実施しても成果が上がらないものもあるので、医療的ケア児のことについては、より効果的なものができる体制で進めていきたいと考えています。

また、母子保健の対象となるような、もう少し下の年齢の子どもについても障害の有無に関わらず、協議の対象としていただければと思います。

## 活動指標についての質疑

[委員]

就労定着支援や居宅訪問型児童発達支援など、新しい障害福祉サービスの利用について、どのように進めていこうとしているのか説明いただきたいと思います。

[事務局]

各サービスの内容ですが、就労定着支援の内容は生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、必要な連絡調整、指導、助言等を行うサービスとなっています。

自立生活援助は施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者が1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスとなっています。

居宅型児童発達支援について、重度の障害等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスとなっています。

各サービスについて、事業を開始しようという事業所は現時点では不明ですが、就労定着支援は現在就労移行支援を行っている事業所、自立生活援助は現在地域移行支援や地域定着支援を行っている事業所や共同生活援助事業所、居宅訪問型児童発達支援は現在重心児対応の事業所が事業を開始すると見込んでいます。

今後、事業所に意向を伺っていきたいと思います。また、これらの新しいサービスは、障害福祉計画の成果目標にも位置づけられている福祉施設から一般就労への移行や地域生活への移行、障害児支援の提供体制の整備にも非常に関わりがあるため、利用体制の整備を進めていきたいと考えています。

### 3 事務連絡

[事務局]

ご提出いただいた日程調整票を集計しまして、次回協議会の日時が確定しましたのでご連絡いたします。次回の協議会は10月13日（金）午後3時より加古川市役所 新館10階大会議室にて開催いたしますのでご参加をよろしくお願いいたします。

### 4 閉会

以上